

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年10月1日～ 2025年 9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：2025年までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間300時間未満とする。

<対策>

- 2022年10月～ 所定外労働時間状況の管理職への情報提供
- 2023年4月～ 社内報などによる社員への周知
- 2024年4月～ 各部署における問題点の検討及び対策の策定・実施

目標2：年次有給休暇の取得割合を70%以上とする。

<対策>

- 各年4月 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を取りまとめる
- 各年10月 社内報などで有給休暇取得促進の案内を行う（半期時点の状況開示等）

目標3：育児休業等の両立制度についての周知を図る。

<対策>

- 2022年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知